

京都市告示第236号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年7月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
小山緯43号線	北区小山東大野町66番地の32地先から 同町66番地の17地先まで	メートル 41.80	メートル 6.00 ~ 12.06
桃山緯132号線	伏見区桃山町泰長老139番地の1地先から 同町126番地の58地先まで	82.90	6.00 ~ 10.49
羽束師経172号線	伏見区羽束師鴨川町81番地の3地先から 同町81番地の15地先まで	96.60	6.00 ~ 12.02
羽束師緯150号線	伏見区羽束師古川町18番地の5地先から 同町49番地の9地先まで	70.60	4.76 ~ 9.40

(建設局土木管理部道路明示課)